

30年を経過した高浜原発3・4号の再稼働は法令違反

- 高浜3号・高経年化対策を含む保安規定は、今年1月までに認可されていなければならなかった（高浜4号は今年6月まで）
- いまだ審査中で、時間切れ。再稼働はそもそもできない

長期保守管理方針は「30年を経過する日」から開始、と定めたガイドに違反
今後保安規定が認可されても法令違反で再稼働できない

運転開始から30年を超えた高浜原発3・4号は、川内原発1号と同様に、高経年化対策を含む保安規定の認可遅れによって、既に法令違反の状況にある。今後保安規定変更申請が認可されたとしても無効であり、再稼働はそもそもできない。高浜3・4号の再稼働を阻止しよう。

高経年化対策制度とは

(1) 高経年化対策とは、通常の保全の中に一体化して、保安規定に位置づけられ、認可の対象となるもの。保安規定変更は、運転開始後30年までに認可されなければならない。

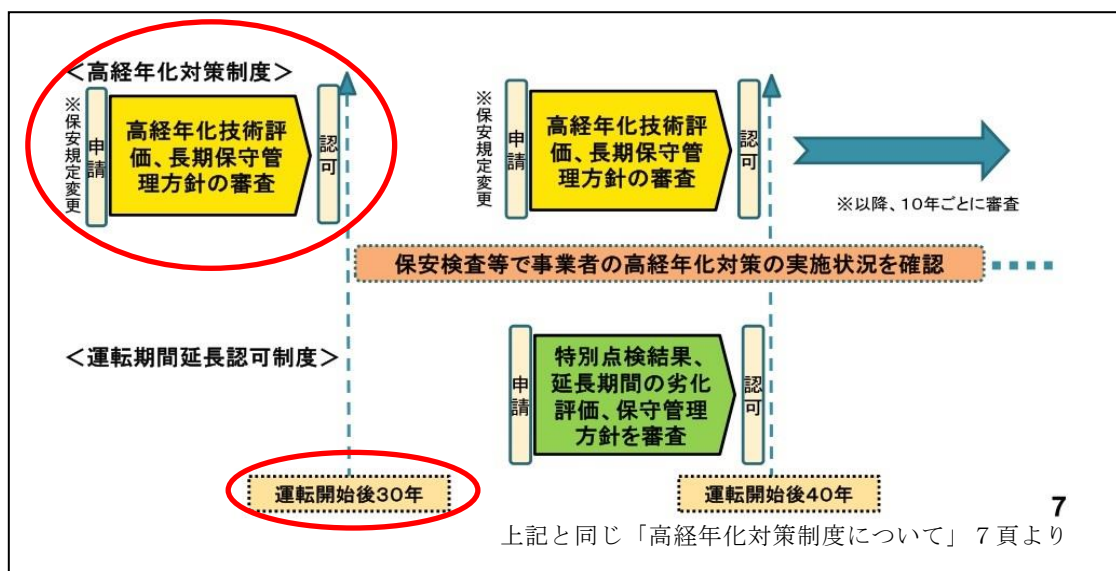
高経年化対策(PLM)制度の概要

運転開始後30年を経過する原子炉施設について、以降10年ごとに機器・構造物の劣化評価(高経年化技術評価)及び長期保守管理方針の策定を義務づけ(実用炉規則第82条)、これを保安規定認可に係らしめる(実用炉規則第92条)とともに、保全計画※に反映させることにより、必要な対策の確実な実施を求める制度。

規制委員会HP 「高経年化対策制度について」2頁より <https://www.nsr.go.jp/data/000058898.pdf>

高経年化技術評価の実施→ 長期保守管理方針の策定→ 保安規定に組み込み
→ 保安規定の申請→ 審査→ 保安規定認可

★規制委員会HPにある「高経年化対策制度について」7頁で、保安規定変更認可が「運転開始後30年」までに完了していることが図示されている。



(2) 関電の高浜3号技術評価書より

ここでも、高経年化対策は通常の保全の中に位置づけ「一体化する」と明記されている。同時に「高経年化対策実施ガイド」などを基に長期保守管理方針を策定すると確認している。

…その後、2008年8月に実用炉規則が改正され、高経年化対策を通常の保全の中に位置づけ一体化することで、原子力発電所の運転当初からの経年劣化管理を義務付けるとともに、「保全のために実施すべき措置に関する10年間の計画」（以下、「長期保全計画」という。）を、新たに「保全のために実施すべき措置に関する10年間の方針」（以下、「長期保守管理方針」という。）として原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という。）に位置づけ、認可の対象とされた。

…本評価書は、運転開始後30年を迎える高浜発電所3号炉について、プラントを構成する機器・構造物に対し、「高経年化対策実施ガイド等」、「学会標準2008版」…などに基づき、60年間の運転および冷温停止を仮定し、想定される経年劣化事象に関する技術評価を30年目の高経年化技術評価として実施するとともに、運転を開始した日から30年目以降の10年間に、高経年化の観点から現状保全を充実する新たな保全項目等を抽出し、長期保全計画としてとりまとめたものである。 <http://www.nsr.go.jp/data/000032431.pdf>

（「高浜発電所3号炉 高経年化技術評価書」平成26年1月 関西電力株式会社 はじめに2～3頁より）

（この一体化の趣旨は、新基準以前の2008年に既に確定している）

2 高浜3・4号の高経年化審査の経緯 既に運転開始から30年超え

川内原発1号と同様に、高浜原発3・4号も運転開始から既に30年を超えてしまっている。

高浜3号の運転開始：1985年1月17日

高浜4号の運転開始：1985年6月5日

高経年化の審査は新基準適合性審査とは別に実施されている。

「原子力規制庁が審査を実施し、その結果を原子力規制委員会へ報告し決済を得る」

（「高経年化対策に係る保安規定変更認可申請に対する審査について」平成25年12月11日 原子力規制委員会 <https://www.nsr.go.jp/data/000047743.pdf>）

高浜3・4号の高経年化対策の審査状況

[2014年1月15日 関電が高経年化技術評価書を提出]

[2014年1月31日 第1回審査会合*。会合の内容は、審査の基本的方針と川内1号について] (*正式名称:第1回原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合)

2014年 2月24日 第2回審査会合

2014年 4月 7日 第4回審査会合

2014年 6月 6日 第5回審査会合

2014年 7月29日 第6回会合

2014年10月17日 第7回会合

[高浜3号は2015年1月で30年超え、高浜4号は同年6月で30年超え]

2015年7月13日 第9回審査会合 [川内1号の審査] 審査会合は現在ここまで

原子力発電所の高経年化技術評価等に係る審査会合 資料や議事録は下記

<http://www.nsr.go.jp/disclosure/committee/yuushikisya/keinenka/index.html>



規制委・規制庁は、審査が間に合わないために「申請さえ出ていれば、審査・認可は 30 年を超えてもいい」と勝手にガイドや規則をねじ曲げてしまった

川内 1 号の新基準適合性審査は大幅に遅れ、基準地震動も引き上げとなり、高経年化技術評価・長期保守管理方針策定も遅れ、それを取り入れた保安規定は遅れに遅れた。そのため、昨年 7 月 2 日（30 年目の前日）の第 15 回規制委員会会合で、規制庁が文書を出し、「30 年を超えるが審査を続ける」と勝手に決めてしまった。

2. 今後の審査について

川内 1 号炉について申請されている運転を前提とした高経年化対策の妥当性を確認するためには、新規制基準に適合するために必要となる工事の計画が確定することが必要である。このため、平成 26 年 7 月 3 日に運転開始以後 30 年を経過することとなるが、新規制基準適合性審査の状況を踏まえつつ、引き続き高経年化対策の審査を進める。

九州電力株式会社「川内原子力発電所保安規定変更認可申請」（1 号炉の高経年化技術評価等）の審査の状況について 平成 26 年 7 月 2 日 原子力規制庁（第 15 回 原子力規制委員会 資料 2）下線は引用者 <https://www.nsr.go.jp/data/000047984.pdf>



「審査・認可は 30 年を超えてもいい」はガイド、規則に違反している

高経年化対策の審査については、下位のガイド、規則から見えていくと、その仕組みがよく分かる。

○高経年化対策実施ガイド



○実用炉規則

第 82 条（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第 92 条第 1 項第 2 5 号（発電用原子炉施設の保守管理）



○原子炉等規制法 第 43 条の 3 の 24（保安規定）

（1）高経年化対策実施ガイドでは、保安規定で定める高経年化対策は「運転開始後 30 年を経過する日」から適用を開始すると明記されている。そのためには、保安規定が認可されていなければならない。

長期保守管理方針は、技術評価実施後に策定され、保安規定に取り入れられるもので、高経年化対策の具体的な管理方針である。その開始が「運転開始後 30 年を経過する日」となっている。これを開始するためには、当然保安規定が認可されていなければならない。このことは、8 月 4 日の政府交渉で規制庁担当者も認めた。

③ 長期保守管理方針の適用期間の始期

イ 実用炉規則第 82 条第 1 項の規定に基づき策定されたものについては、運転開始後 30 年を経過する日

「高経年対策実施ガイド」10 頁 「3.2 長期保守管理方針の策定及び変更」より 下線は引用者 <https://www.nsr.go.jp/data/000069146.pdf>

引用者注：上記ガイドの「実用炉規則第82条第1項の規定に基づき策定されたもの」とは、技術評価と長期保守管理方針を指す。

(2) ガイドは審査基準に位置づけられており、守らなければならない

8月4日の規制庁交渉では、「ガイドは必ずしも守らなくてもいい」と逃げ込んでいたが、8月26日の交渉では、別の規制庁職員は「ガイドは守るべきもの」と認めた。しかし、川内1号についてはこれを無視して再稼働を認めた。

①「高経年化実施ガイド」は保安規定の審査基準

規制委が定めた「高経年化実施ガイド」は、下記のように、保安規定の審査基準に位置づけられており、当然に守らなければならない。

◎実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準の制定について 平成25年6月19日 原子力規制委員会 <https://www.nsr.go.jp/data/000069154.pdf>

審査基準の10頁、下記が高経年化関係

実用炉規則第92条第1項第25号 発電用原子炉施設の保守管理

...

○長期保守管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」(原管P発第1306198号(平成25年6月19日原子力規制委員会決定))を参考として記載していること。

この引用以外にも10頁には「実施ガイドを参考」と多く書かれている。

②高経年化技術評価等に係る審査会合で、ガイドを基準に審査すると明言している

第一期審査会合で規制庁の大村審議官は、ガイドを基に「しっかりと確実に評価、確認をしていく」と述べ、森下安全規制調整官は、「実施ガイドというのは、事業者に対して高経年化評価を行う際の実施の手続について取りまとめたもの」「審査は基本的にこれらガイドに従って行う」と述べている。

第一期審査会合議事録 2014年1月31日 <http://www.nsr.go.jp/data/000049236.pdf>

<議事録4頁> 森下泰 安全規制調整官

それから、先ほど御紹介しました参考資料の2と3でございますけれども、参考資料2、高経年化対策の実施ガイドというのは、事業者に対して高経年化評価を行う際の実施の手続について取りまとめたものでございます。それから、参考資料3の審査ガイドというのは、我々が審査を行う際の審査の視点、着眼点というものをまとめたものでございます。審査は基本的にこれらガイドに従って行うということになります。

<議事録5頁> 大村審議官

これまでの経験をもとに実施ガイド、それから審査ガイドという形で、かなりしっかりしたものをつくっているというふうに考えております。したがって、審査会合におきましても、こういうガイド、マニュアル等に従って、これはしっかりと確実に評価、確認をしていくと、これが中心になるかと思っておりますので、よろしくお願いをします。

以上のように、「実施ガイド」は審査の基準であり、「実施ガイド」に長期保守管理方針の開始時期が「運転開始後 30 年を経過する日」と定められている。30 年を過ぎてしまっても審査を継続し保安規定を認可してもそれは無効となる。高浜 3・4 号の場合、高経年化対策の審査中だが、既に時間切れでガイドに違反している。

(3) ガイド違反は実用炉規則違反

運転開始後 30 年を経過する日から適用開始となる長期保守管理方針は、実用炉規則 82 条によって策定が義務づけられている。82 条の下にある実施ガイドと合わせれば、技術的評価・長期保守管理方針を含む保安規定は 30 年を経過する日までに認可されていなければ法令の整合性はなくなってしまう。

◆実用炉規則

第八十二条（発電用原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない発電用原子炉に係る発電用原子炉施設について、発電用原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める発電用原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該発電用原子炉施設についての保守管理に関する方針を策定しなければならない。

実用炉規則（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則）

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S53/S53F03801000077.html>

保安規定に関する実用炉規則は、もう一つ 92 条がある。高経年化対策については 92 条第 1 項第 25 号が該当する。

92 条では、下記のように、保安規定には高経年化に関する技術評価と長期保守管理方針が含まれなければならないと規定している。これは、次の原子炉等規制法に関係してくる。

◆実用炉規則

第九十二条（保安規定）

法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

二十五 発電用原子炉施設の保守管理に関すること（溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関すること並びに経年劣化に係る技術的な評価に関すること及び長期保守管理方針を含む。）。

原子炉等規制法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律） 下線は引用者

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32H0166.html>



保安規定の認可と再稼働は法的にリンクしている 30年を超えて保安規定を認可しても無効であり、再稼働はできない

ガイドや実用炉則の上位にある原子炉等規制法では、事業者が保安規定を定め、運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない、と定められている。

「これを変更しようとするときも、同様とする」とは、今回のように、保安規定の変更の場合も、運転開始前に、規制委員会の認可を受けなければならないと定めている。

原子炉等規制法

第四十三条の三の二十四（保安規定）

発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

これについて8月4日の規制庁交渉では、この条文は、新規の原発の場合に適用されると述べた。また、菅直人議員の質問主意書に対する政府の答弁でも同様の回答をしている。

しかし、この法律「43条3の24（保安規定）」の下位にあるのが、実用炉規則92条（保安規定）であり、92条では上記のように「経年劣化」の場合も含めている。新規の原発で「経年劣化」を評価することはあり得ないことからして、規制庁や政府の答弁は成り立ち得ない。

保安規定の認可と再稼働は法的にリンクしている。規制委は市民からの批判に対して、原子炉起動前の8月5日に川内原発1号の保安規定を認可した。しかし既に30年を超えており、認可自身が無効であり、原子炉等規制法に違反している（8月11日の7団体の抗議声明参照^{*1}）。

高浜原発3・4号は同様に30年を超えているが、いまだ保安規定の審査中であり、これもまた時間切れで原子炉等規制法に違反している。

法令違反の高浜原発3・4号の再稼働は許されない。川内1号の運転は停止すべきだ。

^{*1} 法令違反の再稼働に抗議！共同声明

http://www.jca.apc.org/mihama/saikado/kyodo_seimei_sendai_horei20150811.pdf